

## 新居浜市における空家等対策の推進に関する連携協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県司法書士会（以下「乙」という。）は、新居浜市内（以下「市内」という。）における空家等に関する対策を推進するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力をし、市内に存する空家等の適切な管理を進めることにより、管理不全な状態となることを防止するとともに、良好な生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。
  - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - イ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 甲は、空家の所有者等から空家に関する法律や相続及び各種契約に係る相談を受けたときは、乙の業務を紹介するものとする。
- (2) 甲は、甲が発行する広報紙に掲載する方法、インターネットを利用して閲覧に供する方法又はその他の適切な方法により、乙が行う空家等の相談業務等の広報に努めるものとする。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空家等に関する法律相談等
- (2) 空家等の相続人の調査、特定及び相続等による登記手続きの相談
- (3) 空家等の利活用、跡地利用等に関する各種契約に関する相談
- (4) 前各号に関する相談会の実施
- (5) 第1号から第3号に関する相談に応じ、又は登記手続き等の事務を受任する乙に所属する司法書士会員の紹介

2 前項第5号の乙に所属する司法書士会員が直接対応するのは、所有者等相談者の希望のある場合又は時間的、地理的及び相談の内容を勘案の上、合理的必要性がある場合に限る。

3 前項の規定により乙に所属する司法書士会員が直接対応するときは、当該司法書士会員は会員個人業務として応じるものとし、乙とは独立した地位と立場で当該相談に応じ、事務処理を行う。

### （協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、満了の日の翌日から1年間継続することとし、その後においても同様とする。

### （秘密の保持）

第6条 乙は、この業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月22日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

市長

石川勝行

乙 松山市南江戸1丁目4番14号

愛媛県司法書士会

会長

光田正